

「働き方改革」の意義と 働き方改革関連法の概要

主催：三重県保険医協会

残業時間の削減、年次有給休暇等の取得促進のため、労働時間・休日の制度を見直し、多様な働き方を導入するなど、働き方を見直す取り組みを広く「働き方改革」といいます。医療機関での働き方改革への取り組みは、労働時間を短くするという単純な議論ではなく、医療機関のあり方そのものを再検討すると言っても過言ではありません。働き方改革を実現するためには、働き方改革の必要性を十分に理解し、現実から目を背けずに改革を断行していく必要があります。働き方改革関連法が2019年4月に施行されるにあたり、この度、三重県保険医協会では、下記の日程で【労務管理セミナー】を開催致します。是非、ご参加ください。

【日 時】 2018年12月13日（木） 15:00～16:30（質疑応答含む）

【場 所】 三重県教育文化会館 第5会議室

（〒514-0003 津市桜橋2-142 TEL :059-228-2077）

【講 師】 大西 洋一 氏

（三重労働局 雇用環境・均等室 働き方・休み方改善コンサルタント）

【参加対象】 医師、歯科医師、事務長

【参加費】 無料

【定 員】 70名

【申込方法】 FAX送信（059-225-1088）またはTEL（059-225-1071）にてお申し込みください。

＜講師からのメッセージ＞

三重労働局では、働き方改革を、「働き方に人が合わせる」ことから、「働き方を人に合わせる」ことへの転換と捉えています。労働者それぞれの事情に応じた柔軟な働き方が選択できるようにすることが、働き方改革を進めるポイントです。

講習会では、働き方改革の意義と、6月に成立した働き方改革関連法の概要についてお話しします。



三重県保険医協会への通知票（059-225-1088 へのFAX送信用）

■12月13日（木）開催の「労務管理セミナー」に____名参加申し込みます。

参加者内訳：医師（ ）名 歯科医師（ ）名 事務長（ ）名

代表者氏名

会員医療機関名

TEL ()